

	<p>世帯主は、パソコンを操作したことがないとのことであったので、「京都府女性就業サービスセンター」のチラシを渡し、チャレンジしてみてもどうかと助言。</p>
12.3.24	<p>◇ 転居先へ家庭訪問</p> <p>部屋の中は、きれいに片付いている。転居後は色々と忙しかったが、ようやく落ち着いてきたと。</p> <p>前回、ケースワーカーから助言された「京都府女性就業サービスセンター」に電話で確認したところ、5月中旬から6月初旬まで講座が開催されるとのことので、ぜひともパソコンの勉強をしたいとの申立て。</p> <p>生活が安定してきたこともあってか、以前と比べると、意欲的になってきている様子が窺えた。</p> <p>6月1日付け、E福祉事務所にケース移管を行う。</p>
12.5.10	<p>◇ 家庭訪問（E福祉事務所での新規申請受理後の初回訪問）</p> <p>パソコン講座を受ける予定であったが、自信がなかったため、他の講座として、ホームヘルパー2級を受けることにした。できる限り福祉のお世話にならないよう、早く保護から自立したいと。</p> <p>世帯主に対し、自立意欲を持つことは大切なことであるが、あわてずに、まずは、ヘルパー講座の勉強をしっかりとすること、また、子育ての大事な時期なので、十分な愛情をそそいでやるよう助言。</p> <p>なお、世帯主が就労開始すれば、子の病気等のときは、世帯主の両親が、一時的な養育をしてもらえることになっていると。</p>
12.6.14	<p>◇ 家庭訪問</p> <p>難しいことが多いが、ヘルパー講座には休まず出席していると。</p>
12.8.25	<p>◇ 家庭訪問</p> <p>研修が終了し、ヘルパー2級の資格を取得することができた。9月から、W事業所の登録ヘルパーとして採用されることになったと。</p>
12.9.8	<p>◇ 家庭訪問</p> <p>ヘルパーとして、いろいろな世帯をまわって、対人援助の仕事は大変だと感じている。月収が5万円程度と安く、不満もあるが、なんとかこの介護保険の仕事で頑張りたい。いずれは、介護福祉士や介護支援専門員の資格を取得したいと。</p> <p>（ケースワーカー所感）</p> <p>新規面接時は泣いてばかりで、聞き取りも、なかなか進まなかった世帯主が、就労を開始してから、表情も明るくなり、たくましくなっていく姿をみて、働くことによって、自信と能力が高まっていくということを、実感した事例である。</p> <p>また、病弱の子を含む3人の幼い子を抱えた世帯主が、就労することについての、実家からの支えの大きさを感じたとともに、長男が簡単な家事なら世帯主のかわりにやってくれている状況をみて、頑張っている姿を子にみせることの大切さをも、実感した事例である。</p>

## 2 コメント

母子家庭で、傷病による就労阻害要因はないものの、夫の蒸発により、これまでの生活が一変し、色々な問題が複雑に表面化している世帯に対する就労指導事例です。

新規保護申請時点において、当該世帯の問題として、以下の5点がありました。

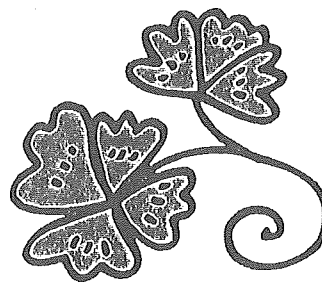
- |                 |
|-----------------|
| ① 高額家賃による転居     |
| ② 児童扶養手当・児童手当申請 |
| ③ 子の保育所入所       |
| ④ 世帯主への就労指導     |
| ⑤ 子の父への扶養義務履行指導 |

福祉事務所においては、これらの問題点を、生活に不安を抱き、動揺している世帯主にすべて直ちに解決するよう指導しても、結果として、問題解決が遅れると判断し、必要度の高い事項（転居指導、子の保育所入所申請）から着手するよう指導しました。

その結果、世帯主は、一つ一つ問題に着手し、事例の中では触れていませんが、児童扶養手当と児童手当の申請、子の父との話し合いにより養育料（子一人に月1万円）の受領に至っています。

生活が安定するにつれ、世帯主の就労意欲が高まり、ケースワーカーからの資格取得に関する助言を契機として、ヘルパー2級資格を取得し、ヘルパーとしての就労開始に至りました。

その後、この世帯主は、福祉事務所からの指導もあって、増収に努め、10万円程度となりましたが、登録ヘルパーでは、社会保険の加入もないため、契約ヘルパーとなるべきか、正職員（夜勤体制あり）となるべきか、電話交換手のような他の仕事に転職すべきか、悩みつつも、子とのふれあいの時間を少なくしたくないという思いを抱きながら、頑張っておられるということです。



## ○ 事例5

親の過度の関与により、指導援助が伝わりにくい子に対する取組事例

世帯の概要	
世帯主	67歳（女） 不就労
三男	33歳（男） 不就労。就労阻害要因なし

---

世帯主は、平成8年3月に単身で保護開始。

三男は、中学卒業後、コンピュータ写植関係の会社に勤務。10数年勤めたが、29歳のとき会社が倒産。30歳から雑務員として就労。平成14年12月、32歳のときにリストラにより退職し、生活できないため、平成15年1月に世帯主宅へ転入し、保護開始となる。

三男に対し、就労指導を行っているものの、就労実現には至っていない。

三男は、おとなしい性格で、三男との面接時においては、世帯主がほとんど代弁する状態。

### 1 指導援助の経過

年月	内容
15.4.2	◇ 家庭訪問。世帯主、三男在宅 三男に就労指導を行うが、仕事はみつからないと。 世帯主から「三男は中卒だし、運転免許もないので、仕事はない」と申立て。
15.6.23	◇ 家庭訪問。世帯主、三男在宅 状況は前回と同様。三男に対し、9月末を目途に就労開始するよう指導。相変わらず、三男はしゃべらず、世帯主が代弁という形が継続。
15.6.24	◇ 保護係長と協議 三男は、おとなしい性格で学歴上もハンディはあるが、これまで10数年間にわたって就労歴があり、就労できないことはない。このまま不就労状態が長期化すると、就労はますます困難となる。 まずは、母子分離をして、三男と直接面接を行うよう努めることとした。
15.8.26	◇ 家庭訪問。世帯主のみ 世帯主から、三男は仕事がなく、ノイローゼ気味との報告あり。いつものように、三男をかばう言動が目立つ。 世帯主に対し、三男と直接、話しをしたいので、来所するよう伝言を依頼するが、世帯主から「三男は、おとなしい性格で中卒なので、仕事はみつからない。私がかばってやらなければならないのだ」と申立て。

	<p>世帯主に対し、三男は33歳と立派な成人であり、あまり親が関わらない方がよいのではないか、「三男は仕事ができない」と代弁するのではなく、三男が仕事をするように、親としても働きがけることが、三男のためではないかと助言するが、世帯主は「私の教育方法がまずかったとでも言うのか」と激怒する。</p>
15.10.6	<p>◇ 世帯主宅へ架電（家庭訪問日を決めるため） 三男対応。世帯主が路上で転倒し、10月1日から入院している。それほどたいしたケガではないと。三男に対し、退院したら連絡するよう指示する。 三男と話をした感じでは、しっかりとした口調であった。</p>
15.10.15	<p>◇ 家庭訪問。世帯主が退院したとの連絡を受けて。保護係長同行。 世帯主から、「退院後、足が弱り、和式トイレなので一人で立ち座りができない。三男に介助してもらっている」との申立て。 介護保険サービスの利用を指導し、世帯主宅の近くの居宅介護支援事業者の情報を提供する。</p>
15.10.16	<p>◇ S居宅介護支援事業者から連絡 本日、世帯主が要介護認定の申請を行った。まず、トイレを独力で使えるようにしたい。</p>
15.12.24	<p>◇ S居宅介護支援事業者から連絡 世帯主の要介護認定結果は「要介護1」であった。トイレの手すりレンタルを開始する。</p>
16.1.15	<p>◇ 保護係長と協議 世帯主が介護サービスを利用するようになり、三男の介護負担が軽減したため、就労指導を強化する。短期集中的に行うため、毎週水曜日午後三男の来所を求め、求職活動報告を受けるものとする。</p>
同日	<p>◇ 世帯主宅架電。世帯主不在。三男と。 上記方針を説明。1月21日に、三男のみ来所するよう伝える。</p>
16.1.21	<p>◇ 世帯主、三男来所。保護係長同席。 三男のみ来所するよう伝えていたが、世帯主も同行してくる。三男の希望職種を聞き、ハローワークインターネットサービスから求人情報をプリントアウトし、手渡す。</p>
16.1.28	<p>◇ 世帯主、三男来所。 今日も世帯主がついて来る。これまでの状況から、言いにくいことであったが、今後、三男のみ来所するよう伝えると、世帯主はしぶしぶだが了解。 三男から求職活動の状況報告を受ける。「ハローワークへ行っているが、自分に合った仕事が見つからない」と申立て。 三男に対し、範囲を広げて、求職活動を行うよう指導。</p>
16.2.14	<p>◇ 三男来所 はじめて三男ひとりで来所。 営業関係やサービス業は、求人が多いことから、そこを中心に求職活動を行っているが、面接では不採用であったと。三男の希望する求人情報を手渡す。</p>

16.2.25	<p>◇ 三男来所 面接を何回か受けたが、不採用。週 2～3 回の頻度で面接を受けており、諦めずに頑張るよう励ます。 三男はおとなしい性格から、面接では苦慮している状況が窺える。そのことは、ストレートには言わず、「営業関係やサービス業のほかにも、製造業や警備関係等も考えてみてはどうか」と助言する。</p>
16.3.3	<p>◇ 三男来所 面接は引き続き頻繁に受けている。現在、結果待ちのところもある。たいへん意欲的に活動しており、受け答えもしっかりしている。</p>
16.3.10	<p>◇ 三男来所 就職先が決まった。菓子製造の仕事で、6 箇月は試用期間であるが、正社員になれば月収 18 万円位になる。3 月 15 日から出勤すると報告。 三男に対し、この 3 箇月間よく頑張り、仕事が見つかってよかったと言葉をかける。 三男からは、「何とか頑張って、親の面倒をみていきたい」と申立て。</p>

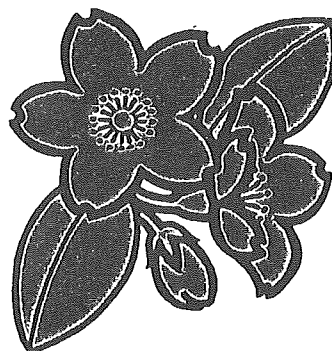
## 2 コメント

若年層で、特に大きな就労阻害要因はないものの、就労実現が図られなかった事例です。また、当該事例では、親（世帯主）の過度の関与により、指導対象者である三男とのコミュニケーションがなかなか取れずに、指導が停滞していました。

ケースワーカーの努力により、指導対象者とのコミュニケーションが取れるようになり、毎週 1 回の求職活動状況報告という短期集中的な取組により、短期間で就労実現という目的を達成できました。

当該事例のように、不就労の子が 30 歳代という事例は少なく、その多くは、未成年者であり、ケースワーカーと直接面接するのを嫌がり、親を経由した指導のため、なかなか指導が徹底できないことを、多くのケースワーカーが経験していると思います。

指導対象者との面接の重要性とともに、短期集中的な指導援助の重要性を示す事例です。



## 2 稼働年齢者の総点検

策 定 昭和 62 年 1 月 31 日

一部改訂 平成 5 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 11 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 16 年 4 月 1 日

## 1 目的

各年度当初において、保護受給中の稼働年齢者の能力活用状況等の実態を把握のうえ適切な評価を行うことにより、地区担当員と保護係長が各年度における指導対象世帯（能力不活用者が含まれる世帯）の取組世帯を明確にすることにより、組織的な自立指導の徹底を図るもの。

## 2 対象

毎年度当初又は 5 月 1 日現在における 18 歳から 64 歳までの被保護者全てとする。

## 3 点検事項

稼働年齢者の能力活用状況の点検

## 4 実施方法

## (1) 対象者の抽出

別紙 1 「稼働年齢者能力活用状況点検表」（以下、「点検表」という。）を電算により出力し、対象者を抽出する。

## (2) 対象者ごとの就労阻害要因等の状況把握

対象者ごとに、就労阻害要因（傷病、障害、育児及び介護等）と稼働能力の活用状況等を確認のうえ、点検票に必要事項を記入する。（別紙「記入要領」を参照）

なお、就労阻害要因等が十分把握できていない場合は、速やかに主治医訪問による病状把握等、必要な調査を実施する。

また、稼働能力の活用状況について、就労収入額は電算により出力されるが、就労内容、就労日数及び時間等の状況も確認しておく。

## (3) 稼働能力活用に対する評価

(2) により当該対象者の就労阻害要因の把握と稼働能力の活用状況を的確に行ったうえで、対象者ごとに、別紙 2 「稼働能力活用の評価の目安」を参考に能力活用状況に対する適切な評価を行い、この結果を点検票の右欄「稼働能力の評価（A B C）」に記入する。

なお、評価の判断に悩む場合においては、保護係長と地区担当員との個別協議等

により決定する。

#### (4) 指導援助

上記の結果、能力活用状況が不十分と認められた者については、適切な処遇方針を樹立のうえ必要な指導援助を行う。

なお、個々の世帯員の処遇等に関しては、生活実態等を十分勘案し、形式的・画一的な扱いにならないよう留意する。

また、「C評価」となった者がいる世帯については、原則として、「自立助長推進世帯」に選定して重点的な指導援助を行う。

### 5 その他

(1) 当事業は、年度当初における保護係長による地区担当員との個別ヒアリングの基礎資料と位置づけて実施する。

(2) 保護係長は、地区担当員ごとの評価結果について、その妥当性を検証のうえ必要な助言指導を行う。

(3) 原則として、4半期毎（年度当初、6月末、9月末、12月末、翌年度末）に点検のうえ各福祉事務所で係別に集計し、取組状況の分析等を行う。

(4) 年度途中で生活保護開始となった世帯についても、必要に応じ、対象に追加する。

### 6 報告

年度当初における能力活用評価の状況を（別紙3）により集計のうえ、保健福祉局生活福祉部地域福祉課長に報告する。





「稼働年齢者能力活用状況点検表」記入要領

事 項	点検内容								
1 加算	→障害者加算，母子加算，児童養育加算が計上されている者について，それぞれの箇所に＊が機械印字。								
2 就労阻害要因，状況等	①傷病	→就労を阻害する要因が傷病の場合に，「結核」，「精神」，「その他」のそれぞれ該当する箇所に「○」を記入。複数記入可。							
	②受診日数	→前3箇月の平均月当たり受診日数を記入。複数の医療機関に通院している場合は，合計した日数を記入。							
	③障害	→障害者手帳所持者について，身体障害者の場合「身体」，精神障害者の場合「精神」，知的障害者の場合「知的」にそれぞれ「○」を記入。							
	④育児	→小学校就学前の子がいる場合，保育所へ入所していない場合は「在宅」，保育所へ入所（里親等に預けている場合も含む）している場合は「保育所」へ「○」を記入。 →小学校3年生までの就学児がいる場合で，学童保育へ通学している場合は「学童」へ「○」を，通学していない場合は「×」を記入。就学児の小学校3年生までの子がいなかった場合は，記入しない。							
	⑤介護	→同居者に要介護状態の者がいる場合に「○」を記入。							
	⑥その他	→傷病，育児，介護以外の就労阻害要因がある場合に「○」をするとともに，「その他の内容」欄に具体的に記入する。 <table border="1" data-bbox="718 1099 1337 1328"> <tr> <td data-bbox="718 1099 790 1137">例1</td> <td data-bbox="790 1099 1337 1137">妊娠後期で就労が困難な場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 1137 790 1211">例2</td> <td data-bbox="790 1137 1337 1211">医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 1211 790 1285">例3</td> <td data-bbox="790 1211 1337 1285">社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 1285 790 1328">例4</td> <td data-bbox="790 1285 1337 1328">多子家庭で，就労は可能ではあるものの制限のある場合</td> </tr> </table>	例1	妊娠後期で就労が困難な場合	例2	医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合	例3	社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合	例4
例1	妊娠後期で就労が困難な場合								
例2	医療機関への受診を拒否しているが，明らかに精神疾患が認められる場合								
例3	社会適応力が極めて低く，就労以前に日常生活を送るうえで問題が認められる場合								
例4	多子家庭で，就労は可能ではあるものの制限のある場合								
3 就労収入額	→基礎控除対象となる就労収入額を機械印字。 ※自営業の場合は，必要経費控除後の金額。 ※「稼働年齢者能力活用状況点検表」出力時の翌月1日付けにおける収入認定額が印字。								
4 就労阻害要因あり，就労阻害要因なし	→就労阻害要因の有無別に，「就労又は増収可」又は「就労又は増収不可」を判断のうえ，いずれかに「○」を記入。								
5 備考	→主治医訪問等により把握した稼働能力の有無・程度及び把握した年月日等や，対象者の処遇方針及び指導援助経過等，SVとCWとの個別ヒアリングにより能力判定や処遇方針等を検討するうえで必要と考えられる内容を記入。								
6 稼働能力の評価（ABC）	→本表による点検結果等を基に総合的に判断のうえ稼働能力活用に対する評価を行い，問題がない場合「A」，やや不十分の場合「B」，不十分の場合「C」を記入。								

稼働能力活用の評価の目安

判断基準				評価				
就労障害要因	対象者の状況			A 問題なし	B やや不十分	C 不十分		
就労中	無	50歳未満	・フルタイムの概ね 80%以上 (約 130 時間/月)	○				
			・フルタイムの概ね 30%以上 80%未満 (約 50 時間～約 130 時間/月)		○			
			・フルタイムの概ね 30%未満 (約 50 時間/月)			○		
		50歳～59歳	・フルタイムの概ね 60%以上 (約 100 時間/月)	○				
			・フルタイムの概ね 20%以上 60%未満 (約 30 時間～約 100 時間/月)		○			
			・フルタイムの概ね 20%未満 (約 30 時間/月)			○		
	60歳以上	・勤務条件は問わない。		○				
	有	傷病	・軽作業可	50歳未満	(○)	○		
				50歳以上	○	(○)		
		その他			○	(○)		
不就労	無	59歳未満				○		
		60歳以上	・求職努力がみられる。		○	(○)		
			・求職活動に課題あり。			○	(○)	
	就職に向けた技能の修得に励んでいると認められる者				○			
	有	傷病	・入院・入所中		○			
			・退院後、概ね3箇月未満 ※1箇月以上の入院に限る。		○			
			・病状把握 (主治医訪問又は検診命令) の実施結果	就労不可	○			
				軽作業可		○		
				中程度可			○	
			・ひきこもり等で通院していないが明らかに就労不可能と認められる者				○	
		・精神保健福祉法第 32 条が適用されている者				(○)	(○)	
		障害	・入院・入所中		○			
			・障害者加算計上者		○			
			・身体障害者手帳 4 級以下又は精神保健福祉手帳 3 級所持者		(○)	(○)	(○)	
		介護	・常時介護を必要な者が同居している場合			(○)	(○)	
		育児	・就学前児童あり	保育所	入所中			○
					入所待ち	○		
			・小学生以上					○
			・不登校等の児童問題を抱えている場合		○	(○)		
		・日常的に通院が必要な病弱の児童を抱えている場合				○		
その他		・妊娠中又は産後 1 年未満 (保育所入所待機児童がいる場合) の者			○	(○)		
	・定時制又は通信制高校に修学している者					○		
	・社会適応能力に著しく欠けると判断される者			○				

※上記については、あくまで判断の目安を示すものであり、判断に迷う場合は、適宜、保護係長と協議したうえで評価を行う。

※「フルタイム」とは 1 箇月の実労働時間を 160 時間 (8 時間×20 日) に想定。

<参考> H15 最低賃金：時間給 677 円 (→130 時間就労の場合は月収約 88,000 円)

なお、最低賃金は職種により引き上げられることがあります。

(別紙3)

能力活用評価状況表

( ) 福祉事務所

	能力活用評価の状況				CW数
	A	B	C	合計	
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
保護第 係					
合 計					

※ 本表は年度当初の状況を集計した数値を記入。

## 1 自立助長推進世帯の選定及び指導について

策 定 昭和 62 年 1 月 31 日

一部改訂 平成 16 年 4 月 1 日

### 1 目的

法第 4 条において、保護の補足性の原理が示されているが、稼働能力活用により就労開始又は増収が期待される者のいる被保護世帯に対し、福祉事務所として組織的かつ計画的な働き掛けを行うことにより自立助長の推進を図る。

### 2 対象

(1) 稼働能力活用が不十分と認められる稼働年齢層の者のいる被保護世帯

※ 上記対象については、近い将来、傷病、育児又は介護等の就労阻害要因の軽減等により、能力活用が見込まれる者のいる世帯も含まれる。

※ 具体的な対象例については、「自立助長推進世帯対象世帯例」(別紙 1) を参照。

(2) その他、福祉事務所が必要と認める世帯

### 3 実施方法

※ 「自立助長推進世帯の選定及び指導手順」(別紙 2) を参照。

(1) 対象世帯の選定

ア 選定数

地区担当員あたり概ね 5 世帯の対象世帯を選定する。

イ 選定手順

2 による対象を念頭に置き、下記の手順により選定する。

(ア) 対象候補世帯の検討 (前年度末)

○ 取組の総括

指導効果及び目的達成の状況等、1 年を通じた取組を総括のうえ、翌年度の継続指導の必要性等を検討する。

○ 追加世帯の検討

年度途中において就労阻害要因が軽減し今後の就労開始等による稼働能力活用が期待できる世帯、「新規自立支援世帯」として取り組んだが翌年度も継続取組が必要と判断される世帯について、自立助長世帯対象候補として検討する。

(イ) 対象世帯の決定 (年度当初)

アによる検討内容及び自主的内部点検事業「稼働年齢者の総点検」を行った

結果等を基に、保護係長による地区担当員との個別ヒアリング（以下、「SVヒアリング」という。）を実施し、対象世帯を決定する。

なお、傷病等の就労阻害要因が認められる世帯については、主治医訪問による病状把握等の必要な調査を実施した後に対象世帯に選定する。

また、本人の学歴、就労歴、資格取得状況等の稼働能力等を鑑み指導対象者の優先順位等についても検討する。

※ 対象世帯決定後、フェースシート「処遇方針等の状況」の備考欄に、「自立助長推進世帯に選定」と記載し、保護台帳を回付する。

#### ウ 進行管理台帳等の整備

対象世帯に選定された世帯について、地区担当員は「自立助長推進世帯一覧」（別紙3）に搭載するとともに、世帯ごとに「自立助長推進世帯進行管理台帳」（別紙4）を整備する。

なお、保護係長は地区担当員に（別紙3）及び（別紙4-1）の写しの提出を求め、進行管理に役立てる。また、他の指導職員も必要に応じ進行管理台帳等を活用する。

※ 進行管理台帳の記入に当たっては、「記入例」（別紙4-2）を参照。

### （2）指導援助

#### ア 訪問頻度

原則として、A又はA'格付とするが、生活実態把握の必要性等から判断し、保護係長と地区担当員による個別協議（以下、「SV協議」という。）のうえ訪問頻度を決定する。

また、目標達成時等においてはSV協議の実施等により速やかに訪問頻度を見直す。

#### イ 求職活動申告書等

原則として、少なくとも月に1回以上は「求職活動申告書」（別紙5）を徴取する等により求職活動状況の報告を求める。

なお、指導効果を念頭に置き、毎週（又は2週間に1回）指定した期日に報告を求めるといった取組についても必要に応じ検討する。

また、収入状況の把握の観点から、収入の有無を問わず「収入申告書」を毎月徴取する。

#### ウ 指導履行期限の設定

雇用情勢や対象者の身体状態、年齢、学歴、過去の職歴等から総合的に判断したうえで、対象者に対する口頭による就労又は増収指導に係る履行期限を決定する。

### （3）組織的な取組の徹底

#### ア 進行管理台帳の活用

対象者からの求職活動に関する報告や福祉事務所が行った指導内容等について、地区担当員は適宜「自立助長推進世帯進行管理台帳」（別紙４－１）に記入のうえ、毎月末に保護係長に回付する等、進行管理を徹底する。

なお、所長ヒアリング実施時等においても「ヒアリング資料」として活用する。

※ 「進行管理台帳の活用方法」（別紙４－３）を参照。

イ ＳＶヒアリング等の実施

取組上における課題がみられた場合等は適宜ＳＶ協議を実施し、処遇方針の見直し等が必要な場合はケース診断会議を開催する。

また、取組の進捗状況を点検すること等を目的とした年度途中における中間のＳＶヒアリングの実施を検討する。

ウ 所長ヒアリング等の開催

取組状況の点検及び処遇方針の再検討等を目的として、所長ヒアリング等の幹部職員による定例ヒアリングを少なくとも年２回以上は開催する。

この結果、福祉事務所からの指導に従わず求職活動を怠っている場合や求職活動を報告しない場合、また、口頭指導による履行期限経過後も、稼働能力活用に十分な就労を開始又は増収に至っていない場合は文書指示を検討する。

また、年度最終の所長ヒアリングの際には、取組状況の点検を行う等、これまでの処遇方針についての中間総括を行う。

（４）総括

ア 対象世帯の見直し等

対象世帯について、目的を達成した場合や新たな就労阻害要因が発生した場合等は、随時ケース診断会議等を開催したうえで対象世帯から外し、処遇方針を見直す。

また、原則として、新規開始世帯等、年度途中の追加選定は行わない。

イ 年度末における取組の総括

指導効果及び目的達成の状況等の１年を通じた取組を総括のうえ、翌年度の継続した指導の必要性を検討する。

６ 報告

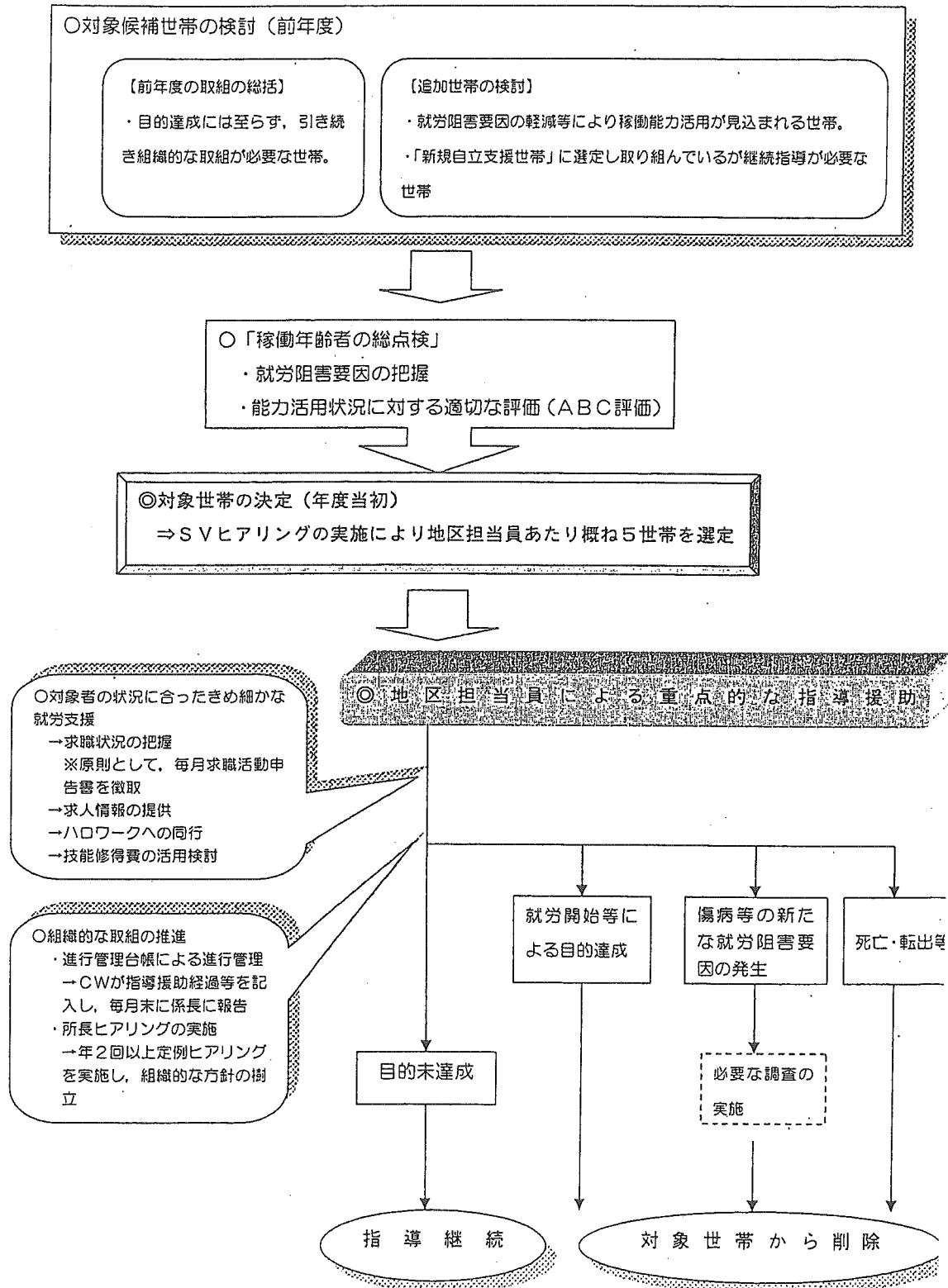
保護係長は、取組状況及び結果を「自立助長推進状況表」（別紙６）に集約のうえ、福祉事務所全体の取組結果を四半期ごとに保健福祉局生活福祉部地域福祉課に報告する。

以 上

## 自立助長推進世帯 対象世帯例

事例 ①	<p>【母子世帯】 世帯主（43歳）と子（小学4年生）の二世帯。</p> <p>世帯主はパート就労（月30時間勤務）をしているが、特に<u>就労阻害要因がないため</u>、今後、<u>増収による稼働能力の活用が可能と判断される</u>。</p>
事例 ②	<p>【傷病世帯】 46歳の単身世帯。</p> <p>世帯主は腰痛のため不就労であったが、<u>病状把握を行った結果、中程度の就労が可能であることを確認したため</u>、就労開始による稼働能力の活用が可能と判断される。</p>
事例 ③	<p>【母子世帯】 世帯主（32歳）と子（3歳）の二世帯。</p> <p>保護開始時点では子が保育園に入所できないため、世帯主は不就労となっていたが、<u>新年度当初に保育園に入所できることとなり育児負担が軽減され</u>、今後、就労開始による稼働能力の活用が可能と判断される。</p>
事例 ④	<p>【その他世帯】 世帯主（50歳）と母（84歳）の二世帯。</p> <p>世帯主は高齢の母への介護のため就労できなかったが、介護保険の申請手続きにより<u>介護負担が軽減され</u>、就労開始による稼働能力の活用が可能と判断される。</p>
事例 ⑤	<p>【傷病世帯】 52歳の単身世帯。</p> <p>一時的な傷病により保護受給していたが、病状把握を行った結果、<u>2箇月後には病状が軽快し、就労可能であることを確認した</u>。</p>

### 自立助長推進世帯の選定及び指導手順





自立助長推進世帯一覧

ケース番号	世帯主氏名 (対象者氏名)	選定理由	取組結果等				備考欄
			目的達成		対象削除		
			要因	時期	要因	時期	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
		<input type="checkbox"/> 就労指導 <input type="checkbox"/> 増収指導 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 保護継続	<input type="checkbox"/> 稼働開始 <input type="checkbox"/> 稼働収入増 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡・転出 <input type="checkbox"/> その他	月 月	
自立助長推進世帯数							

(別紙3)

(注) 1 目的達成及び対象削除の要因で「その他」に該当する場合は、備考欄にその内容を具体的に記入。  
 ※例：(目的達成要因) 生業扶助の適用、世帯認定の変更、他法施策の活用等、(対象削除) 傷病等、新たな就労阻害要因の発生等  
 2 次年度以降も指導の継続が必要な世帯については○印をする。

自立助長推進世帯 進行管理台帳

(担当： 保護第 係 )

世帯主氏名		保護開始年月日		年	月	日	世帯類型	高 齢	母 子	傷 病	障 害	そ の 他			
対象者氏名		就労状況		不 就 労		就 労 中		( 円 )							
続柄	年齢	就労阻害要因		無 ・ 有		( 具体的に )		( )							
世帯構成		最終学歴		資格		無 ・ 有		( )							
		就労歴		本人の希望等 (職種, 雇用形態)		無 ・ 有		( 具体的に )							
訪問頻度		対象者の状況		その他留意点 (指導経過, 具体的な 処遇方針等)											
求職活動報告の頻度		□ A □ A' □ その他 ( )		□ 月1回 □ その他 ( )											
取 組 状 況		訪 問	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		来所面接													
		求職活動申告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		求職活動日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
		収入申告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		就労日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
		収入額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特記事項 (就労開始等の結 果報告, 口頭又は 文書による指導指 示等)															
係長確認欄															



## 所長ヒアリング等の実施状況

現状と課題	前回ヒアリング以降の状況等	前回ヒアリング以降の状況等	前回ヒアリング以降の状況等
<p>離婚により、(主)が就労するため保育所入所申請するも、満員のため入所できなかったが、4月以降は入所可能に。本人は自立意欲が高く、また、特に就労阻害要因もないため、重点的な就労指導が必要。</p>	<p>第 一 回 ( 1 6 年 6 月 2 4 日 )</p>	<p>現状と課題</p> <p>ヒアリング結果</p> <p>○現状に対する評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 課題なし</p> <p><input type="checkbox"/> 課題あり</p> <p>( )</p> <p>○処遇方針</p> <p>①毎月初めに求職活動状況の報告を求め、②来所時等に求人情報を提供。③9月末の□頭期限を設定し、本人に伝える。</p>	<p>前回ヒアリング以降の状況等</p>
<p>第 二 回 ( 1 6 年 1 0 月 2 日 )</p>	<p>前回ヒアリング以降の状況等</p> <p>(主)は求職活動状況を毎月報告するも、最近においては、求職日数が減っていること等から就労意欲が低下傾向にみられる。</p>	<p>ヒアリング結果</p> <p>○現状に対する評価</p> <p><input type="checkbox"/> 課題なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 課題あり</p> <p>求職活動が不十分</p> <p>( )</p> <p>○処遇方針</p> <p>10月の来所時に11月末を期限にした文書指示を発行する。(来所時にはSVが同席)</p>	<p>前回ヒアリング以降の状況等</p>
<p>第 三 回 ( 年 月 日 )</p>	<p>前回ヒアリング以降の状況等</p>	<p>ヒアリング結果(来年度にむけた処遇方針等)</p> <p>○現状に対する評価</p> <p><input type="checkbox"/> 課題なし</p> <p><input type="checkbox"/> 課題あり</p> <p>( )</p> <p>○処遇方針</p> <p>( )</p>	<p>前回ヒアリング以降の状況等</p>

※上段部については、ヒアリング実施前に地区担当員が記入し、下段部分はヒアリング実施結果を記入する。